

議員提出議案第 5 号

新たな「食料・農業・農村振興基本法」制定を求める意見書

このことについて、下記のとおり内閣総理大臣、大蔵大臣、農林水産大臣に意見書を提出する。

平成 8 年 3 月 2 2 日

提出者 三朝町議会議員 藤 井 享
賛成者 三朝町議会議員 牧 田 武 文
賛成者 三朝町議会議員 吉 田 公 博
賛成者 三朝町議会議員 田 栗 公 雄
賛成者 三朝町議会議員 岩 井 澄 雄
賛成者 三朝町議会議員 平 井 晃

平 成 8 年 3 月 2 2 日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

新たな「食料・農業・農村振興基本法」制定を求める意見書

昭和 3 6 年に農業基本法が制定されてから、3 0 有余年が経過した。この間、日本の農林漁業・農山村を取り巻く状況は生産力の後退、農業収入の低下、担い手の高齢化や後継者不足等により、中山間地域を中心に過疎化が進み、大変厳しい環境下におかれている。

一方、わが国は、多くの食料を外国に依存することから、国民の間には食料の安全・安定供給に対する不安が高まっている。

近い将来、人口・食料・環境の危機が予測されるなか、今後、今以上に農林水産物の輸入が増大し、日本の農林水産業がますます衰退するならば、その影響は地域・農村社会のみならず、わが国の経済・社会に大きな打撃を与え、都市地域を含む国民の生活へも深刻な影響を与えることになる。

よって、かかる見地から本三朝町議会は、安全な食料の安定的な供給、農林水産業のもつ多様な公益的機能、地域社会・農山漁村の活性化を一体とするため、

- 1 食料自給率の向上、安全な食料の安定的供給を国の基本的役割とする。
- 2 農林水産業のもつ国土・環境保全など公益的機能を位置付ける。
- 3 農林水産業の振興による地域経済・社会の活性化をはかる。

- 4 農林水産業の生産基盤と生活基盤を一体的に整備する。
- 5 中山間地域の農林業の振興、所得保障で安定化をはかる。
- 6 資源の循環による持続可能な農林水産業をめざす。

等を盛り込んだ、新たな「食料・農業・農村振興基本法」の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定に基づき意見書を提出する。

平成8年3月22日

鳥 取 県 三 朝 町 議 会